

栗原市 1

事業名	水洗便所等改造資金利子補給制度
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	公共下水道等処理区域内の皆様にも一日も早く水洗化していただくため、水洗便所の改造及びこれに伴う排水設備工事等の資金を市が指定する融資機関から融資を受けた場合、その利子分を市が補給（支払い）するもの
補助対象要件	・公共下水道等の処理区域内において、水洗便所への改造等、排水設備工事を行う者であること ・市税及び公共下水道等の分担金並びに水道料金を滞納していないこと ・改造資金の返済能力があること ・市内に居住する確実な連帯保証人がいること
補助金額等	排水設備工事費に係る融資資金額（100万円限度）の利子の年利3%を限度（償還期限5年以内のもの）に市が直接融資機関へ補給します
補助申請期間	申請随時受付
その他	栗原市のホームページに「水洗化・排水設備工事の補助制度など」を掲載しています。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/w028/010/010/010/020/150/2366.html
お問合せ先	栗原市上下水道部施設課給排水係 0228-42-1133

事業名	排水設備設置工事費補助金交付制度
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	宅地面積が広いために公共汚水マスまでの距離が遠く、排水設備工事費がかさむ方々を対象に一定の条件に基づき補助金を交付するもの
補助対象要件	・公共下水道と農業集落排水の供用開始告示の区域であり、対象者が所有する住宅（居住の用に供する部分の床面積が70%以上のものをいい、賃借住宅は除く） ・市税及び公共下水道等の分担金並びに水道料金を滞納していないこと
補助金額等	公共汚水マスから宅内排水設備の最下合流マスまでの区間が20メートルを超える部分で、1メートル当たり3,000円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする
補助申請期間	排水設備等検査済証の発行日の翌日から起算して30日以内
その他	栗原市のホームページに「水洗化・排水設備工事の補助制度など」を掲載しています。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/w028/010/010/010/020/150/2366.html
お問合せ先	栗原市上下水道部施設課給排水係 0228-42-1133

事業名	合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型事業）補助金交付制度						
事業主体	栗原市						

対象者	☒ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者			
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	下水道全体計画内で、下水道が当分の間整備されない区域（認可区域外）を対象に、個人で浄化槽を設置した方に補助金を交付するもの
補助対象要件	・法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受け、浄化槽を設置する者 ・住宅を借り受けている者は、当該住宅を貸し付けた者から承諾を得ていること ・販売、賃貸借等営利を目的とした住宅に浄化槽を設置する場合は除く ・市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと
補助金額等	5人槽 285,000円 7人槽 360,000円 10人槽 477,000円 11人槽以上 市長が別に定める額
補助申請期間	令和8年度は4月1日から11月27日まで
その他	栗原市のホームページに「浄化槽の設置・補助金申請方法」を掲載しています。ご不明な点がありましたなら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/w028/010/010/010/020/140/1375.html
お問合せ先	栗原市上下水道部施設課下水道施設係 0228-42-1133

事業名	単独浄化槽切替助成事業補助金交付制度
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	既存の単独浄化槽を廃止し、公共下水道、農業集落排水施設または市設置型合併処理浄化槽に接続する世帯に補助金を交付するもの									
補助対象要件	・既存の単独浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続する工事を行う者 ・店舗兼住宅、事務所兼住宅などの兼用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を住居として使用していること ・販売住宅、賃貸借住宅等営利を目的としないもの ・借地又は借家の場合は、その所有者から当該工事等を行うことの同意を得ていること ・市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと ・受益者負担金及び分担金を滞納していないこと ・水道料金を滞納していないこと									
補助金額等	<table><tr><td>65歳以上のみの世帯</td><td>20万円</td></tr><tr><td>6人以上の世帯</td><td>20万円</td></tr><tr><td>18歳未満の者が3人以上の世帯</td><td>20万円</td></tr><tr><td>その他の世帯</td><td>10万円</td></tr></table>		65歳以上のみの世帯	20万円	6人以上の世帯	20万円	18歳未満の者が3人以上の世帯	20万円	その他の世帯	10万円
65歳以上のみの世帯	20万円									
6人以上の世帯	20万円									
18歳未満の者が3人以上の世帯	20万円									
その他の世帯	10万円									
補助申請期間	排水設備工事の完成した日から30日以内									
その他	栗原市のホームページに「水洗化・排水設備工事の補助制度など」を掲載しています。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。									
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/w028/010/010/010/020/150/2366.html									
お問合せ先	栗原市上下水道部施設課給排水係 0228-42-1133									

事業名	合併処理浄化槽切替助成事業補助金交付制度
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	既存の合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道または農業集落排水施設に接続する者に対し、補助金を交付するもの
補助対象要件	・既存の合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続する工事を行う者 ・店舗兼住宅、事務所兼住宅などの兼用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を住居として使用していること ・販売住宅、賃貸借住宅等営利を目的としないもの ・借地又は借家の場合は、その所有者から当該工事等を行うことの同意を得ていること ・市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと ・受益者負担金及び分担金を滞納していないこと ・水道料金を滞納していないこと
補助金額等	10万円
補助申請期間	排水設備工事の完成した日から30日以内
その他	栗原市のホームページに「水洗化・排水設備工事の補助制度など」を掲載しています。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/w028/010/010/010/020/150/2366.html
お問合せ先	栗原市上下水道部施設課給排水係 0228-42-1133

事業名	水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付制度
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	水道使用者で居宅の給水管が低水圧等の状態にあり、水道水の安定確保が難しく、給水用加圧ポンプ等を設置する方に補助金を交付するもの
補助対象要件	・市の住民基本台帳に記録されている者であること ・水道使用者で居宅の水道が低水圧等（150キロパスカル未満）の状態にあること ・自ら水道給水用加圧ポンプ等を設置するものであること ・世帯員に市税、水道料金及び下水道使用料等の滞納者がいないこと ・低水圧等の状態が既設の給水装置に起因しないものであること
補助金額等	水道給水用加圧ポンプ等設置に要する費用の2分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て） 補助金の限度額：30万円
補助申請期間	水道給水用加圧ポンプ等の設置に着手する14日前または、申請を行う年度の12月15日（その日が休日の場合はその日前の平日）のいずれか早い日まで
その他	栗原市のホームページに「栗原市水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付制度」を掲載しています。ご不明な点がありましたなら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/w028/010/010/010/010/140/PAGE00000000000000008885.html
お問合せ先	栗原市上下水道部施設課給排水係 0228-42-1133

事業名	住まいる栗原 ホームサーチ事業（空き家バンク制度）
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)			☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)			☐ 改修・増築			☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他		

概要	空き家の売買または賃貸を希望する所有者からの申し込みを受けて登録した空き家情報を、居住したい方へ情報提供するもの。
補助対象要件	
補助金額等	
補助申請期間	
その他	・市は、交渉、契約には関与しない。 ・栗原市移住定住サイト きてみらいん くらしたい栗原に「住まいる栗原 ホームサーチ事業（空き家バンク制度）」を掲載しています。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/welcome/040/070/PAGE00000000000000000334.html
お問合せ先	栗原市企画部企画課定住戦略室 電話：0228-22-1125 ファックス：0228-22-0313 teijyusokushin@kuriharacity.jp

事業名	栗原市空き家リフォーム助成事業
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)			☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)			☒ 改修・増築			☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他		

概要	住まいる栗原ホームサーチ事業（空き家バンク）を活用して取得・賃借した空き家をリフォームする転入者に、助成金を交付
補助対象要件	1. 転入者であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。 (1) 取得又は賃貸する空き家の改修等を行う利用者（賃貸の場合においては、賃貸借期間が3年以上の契約であって、当該空き家の所有者等から改修等に係る同意が得られている者に限る。） (2) 栗原市空き家リフォーム助成事業による補助金の交付を受けたことがない者 (3) 世帯員に市税等を滞納している者がいないもの (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者 2. 次のいずれにも該当する経費とする。 (1) 改修等後の空き家の自己の居住の用に供される部分が延べ床面積の2分の1以上かつ50平方メートル以上となる改修等に要する経費であること。 (2) 設備改善又は機能回復若しくは機能向上のための改修等に要する経費であること。
補助金額等	改修等に係る他の補助等の交付総額を減じて得た額の2分の1以内の額（上限70万円）
補助申請期間	改修等着手の14日前までに申請
その他	栗原市移住定住サイト きてみらいん くらしたい栗原に「住まいる栗原 空き家リフォーム助成事業」を掲載しています。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/welcome/050/010/PAGE00000000000000000378.html
お問合せ先	栗原市企画部企画課定住戦略室 電話：0228-22-1125 ファックス：0228-22-0313 teijyusokushin@kuriharacity.jp

事業名	栗原市若者定住促進助成事業
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	転入して住宅を取得、または、多世代同居を目的とした住宅を取得する場合に、予算の範囲内において、借入金の一部を助成
補助対象要件	【転入者型】 ・市外から転入し、転入前3年間は市外に住民登録していた ・転入した日の前日から起算して過去3年間又は転入日から起算して1年を経過する日までに、住宅の新築工事または購入（中古も含む）または増改築の契約を締結している 【多世代同居型】 ・3世代以上の直系の親族（出生予定の子を含む）が同一世帯として多世代同居する ・2022年4月1日から2028年3月31日の間に、住宅の新築工事または購入（中古も含む）または増改築工事の契約を締結している 【転入者型・多世代同居型共通事項】 ・契約の締結日において満40歳以下 ・住宅の所有権保存登記・所有権移転登記が完了し、そこに住所を移し、居住している ・住宅の新築または購入のため、金融機関等と償還期間が10年以上の借入契約を締結している ・住宅の新築または購入は、公共補償等によらないもの ・今まで、この補助金の交付を受けたことがない ・増改築の場合にあつては、栗原市空き家リフォーム助成事業補助金を受けていない ・世帯員が市税等を滞納していない
補助金額等	毎年末における対象借入金残高の5パーセントに相当する額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限20万円を最長3年間助成する。 ただし、要件を満たさなくなったときの交付期間は、当該要件を満たさなくなった日の属する年の前年までとする。
補助申請期間	令和9年3月31日まで
その他	栗原市移住定住サイト きてみらいん くらしたい栗原に「若者定住促進助成事業」を掲載しています。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/welcome/050/030/PAGE00000000000000000371.html
お問合せ先	栗原市企画部企画課定住戦略室 電話：0228-22-1125 ファックス：0228-22-0313 teijyusokushin@kuriharacity.jp

事業名	栗原市結婚新生活支援事業
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	新婚世帯に対して、住宅の取得費用若しくはリフォーム費用又は賃借費用と引越費用の一部を予算の範囲内において助成
補助対象要件	【対象世帯】※次の条件をすべて満たす世帯 (1) 2026年1月1日から2027年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理された夫婦 (2) 婚姻日に夫婦のいずれも39歳以下であること (3) 夫婦ともに次の1又は2いずれかの要件を満たすこと 1 次のいずれかの講座を受講していること 注：講座の運営に関する補助的な業務への従事又はボランティアとして活動した場合も含む ・ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験及び子育て世帯との意見交換を含む。） ・プレコンセプションケアに関する講座 ・共家事、共子育て講座（男性の家事及び育児参画のための講座を含む。） 2 医療機関への妊娠および出産に係る相談をしていること (4) 夫婦の合計所得が500万円未満であること（貸与型奨学金を返済している場合は、当該奨学金の年間返済額を合計所得から控除します。婚姻を機に離職し、申請時に無職の方は所得なしとします。） (5) 過去に夫婦のいずれもが、この要綱に基づく補助を受けていないこと (6) 市区町村税に滞納がないこと (7) 栗原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと、及びこれらと関係を有しないこと 【対象住宅】 (1) 栗原市内にある住宅であること (2) 申請時に夫婦のどちらか一方が住所を置く住宅であること (3) 当該住宅の取得、賃貸、引越及びリフォーム等に係る費用について、他の公的制度による補助金の交付を受けていないこと 【対象費用】※2026年4月1日から2027年3月31日までに支払った以下の費用 (1) 住宅取得費用：住宅の購入費、工事請負費 (2) 住宅賃貸費用：住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除します。） (3) 引越費用：引越業者や輸送業者へ支払った引越費用 (4) リフォーム費用：住宅のリフォーム（改修費、修繕）費用
補助金額等	【補助金額】 1 世帯当たり 上限30万円※ただし、夫婦ともに29歳以下の世帯は 上限60万円
補助申請期間	令和9年3月31日まで※ただし、予算の上限に達した時点で受付終了します。

その他	栗原市移住定住サイト きてみらいん くらしたい栗原に「結婚新生活支援事業」を掲載しています。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/welcome/050/050/PAGE0000000000000011781.html
お問合せ先	栗原市企画部企画課定住戦略室 電話：0228-22-1125 ファックス：0228-22-0313 teijyusokushin@kuriharacity.jp

事業名	栗原市危険空家等解体助成事業
事業主体	栗原市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	周囲に悪影響を及ぼすおそれのある危険な空家などの解体費用の一部を助成
補助対象要件	【助成の対象となる空家等】 空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 1 項に規定する空家等（長屋及び共同住宅を除く。）で、次の 1 から 3 のいずれにも該当する空家 1. そのまま放置することにより、著しく周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等 2. 空家等から隣地の境界線までの水平距離が空家等の高さ以内で、次の表の基準のいずれかに該当する空家等 3. 所有権または賃借権以外の権利が設定されていない空家等 【助成を受けられる人】 次の 1 から 5 のいずれにも該当する人 1. 次のいずれかに該当する人 ・空家等の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に記載されている人またはその後見人 ・所有者の相続人 ・空家等の管理者（法人を除く） 2. 栗原市の市税に滞納がない人 3. 同一年度内に補助金の交付を受けていない人 4. 特定空家等に対する勧告後、その勧告に係る命令を受けていない人 5. 暴力団員または暴力団構成員でない人 【助成の対象となる工事】 次の 1 から 3 のいずれにも該当する工事 1. 新築または改築等の建替えに伴う工事でないこと 2. 市内に事業所を有する法人または個人で、県知事による解体工事業者登録を受けたものまたは建築業法の一定の工事業の許可を受けたものが行う工事 3. 助成を受けようとする年度の末日までに完了するもの 【交付対象の経費】 ・空家等の解体工事費 ・空家等の解体工事と一体で行う立木伐採処分費並びに家具及び家電等の運搬処分費 ▼注意事項 予算の範囲内での助成のため、予算に達した時点で受付終了となりますので、予めご了承ください。 補助金の交付決定前に工事に着手した場合は対象外となります。
補助金額等	●助成額 交付対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額、上限額 5 0 万円（1,000 円未満端数切捨て）
補助申請期間	●募集期間 2026 年（令和 8 年）6 月 30 日（火曜日）まで

その他	栗原市のホームページに「栗原市危険空家等解体助成事業について」を掲載しています。 ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.kuriharacity.jp/w027/akiyakeikaku/020/PAGE0000000000000011556.html
お問合せ先	栗原市建設部都市計画課 電話：0228-22-1154 ファックス：0228-22-0313 toshikeikaku@kuriharacity.jp